令和8年 8月

美杉の郷　「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（石川県指定 第1772200257号）

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1．事業所 …… 1
2．事業所の概要 …… 1
3．職員の配置状況 …… 3
4．当事業所が提供するサービスと利用料金 …… 3
5．虐待の防止について …… 6
6．ハラスメント対策 …… 6
7．苦情の受付・事故対応について …… 7
8．第三者による評価の実施状況 …… 7
9．連帯保証 …… 7

1．事業者

（1）法人名　　社会福祉法人　はくさん会
（2）法人所在地　　石川県白山市桑島4-87-5
（3）電話番号　　076－259－2117
（4）代表者氏名　　理事長 山下　恵信
（5）設立年月　　平成15年8月6日

2．事業所の概要

（1）事業所の種類　指定（介護予防）短期入所生活介護事業所・平成16年10月1日
指定　介護予防は平成18年4月1日指定　石川県1772200257号

※当事業所は特別養護老人ホーム　美杉の郷に併設されています。

（２）事業所の目的　要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（３）事業所の名称　ユニット型指定短期入所生活介護事業所　美杉の郷

（４）施設の所在地　石川県白山市桑島４-８７-５

（５）電話番号　０７６-２５９-２１１７

（６）事業所長（管理者）氏名　池田　昌俊

（７）当事業所の運営方針　指定（介護予防）短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用者の生活が連続したものとなるように配慮しながら各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（８）開設年月　平成１６年１０月１日

（９）営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日　　９時～１７時

(10)利用定員　１０人

(11) 通常の事業実施地域　旧白峰村、旧尾口村、旧鳥越村、旧吉野谷村、旧河内村とする。

(12) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、すべて個室です。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

個室　１０室　（洗面所・トイレ完備）

共同生活室（機能訓練室兼用）１室

浴室　３室（機械浴・特別浴）　ユニットバス　１室

※　上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、居住費特別にご負担いただく費用はありません。

☆　居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(13)利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

滞在費　日額　２，２６０円

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金を

ご負担いただきます。

3．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	43名	24名以上
3. 生活相談員	1名	1名以上
4. 看護職員	3名	3.2名以上
5. 機能訓練指導員	1名(兼務)	1名以上
6. 介護支援専門員	1名(兼務)	1名以上
7. 医師	0.2名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水曜日 10:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7:00～16:00 1名 日中 8:30～17:30 1名以上 遅番12:00～21:00 1名 夜間21:00～ 7:00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 8:30～17:30 1名
4. 機能訓練指導員	看護職員が兼務します。

4．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：７：３０～　昼食：１２：００～ おやつ１５：００～　夕食：１８：００～

②入浴

・利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供とする。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦介護職員処遇改善加算

⑧介護職員等特定処遇改善加算

〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第７条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきま

す。

（注：ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなる旨明記）

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条 、第７条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①送迎に要する費用　　１８４円（往復３６８円）

ただし、実施地域外は、通常の事業実施地域を超えた地点から起算する。

費用については、５Km毎に１００円加算します。

②食費　１，６２０円／日（朝食４４０円、昼食５９０円、夕食５９０円）

③理美容代　　実費

月２回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

④滞在費　２，２６０円／日

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

① 利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、利用契約書に基づく当施設の入所サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、減免制度の適用を受ける場合はこの限りではありません。

② 当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する方に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日に送付します。利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。尚、支払い方法は、口座引落しを原則としてお願いしていますが、ご都合の悪い場合は別途話し合いの上、郵便払込等双方が合意した方法になります。口座引落しの場合は請求書送付月の22日に指定口座より引落しとなります。払込の場合は専用払込用紙を請求書に同封致しますので、その用紙にてその月の25日迄に払い込んでいただくことになります。

③ 当施設は、利用者又は連帯保証人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び連帯保証人が指定した方に対し、領収書を送付します。

④ 利用者及び連帯保証人の都合により口座引落しが行われなかった場合は、翌月12日再度引落しを行ないます。その際にかかる手数料については利用者の負担となります。また、郵便払込みの場合の取扱手数料は利用者及び連帯保証人の負担となります。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は

変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

５．虐待の防止について

（１）当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

② 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

（２）当事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

６．ハラスメント対策

（１）当事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（２）利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

7．苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］　看護介護課長　永井　深雪

○受付時間　８：３０～１７：３０

TEL　０７６－２５９－２１１７

（2）行政機関その他苦情受付機関

白山市役所長寿介護課	所在地　白山市倉光 2 丁目 1 番地 電話番号　076-274-9529 受付時間　8：30～17：00（月～金）
国民健康保険団体連合会	所在地　金沢市幸町１２－1 電話番号　076-261-5191 受付時間　9：00～17：00
白山市白峰市民サービスセンター	所在地　白山市白峰ハ 130 電話番号　076-259-2011 受付時間　8：30～17：00（月～金）
大宮　英幸（第三者委員）	所在地　白山市白峰ハ 46 電話番号　076-259-2607 受付時間　8：30～17：00

(3)事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8．第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日 評価機関名称 結果の開示　1 あり　2 なし
	2　なし（○）	

9．連帯保証（契約書第 22 条参照）

連帯保証人は、利用者が滞納したサービス利用料金、及び、利用者が故意または重過失により事業者の施設を滅失、破損、汚損、変更した場合の原状回復費用などの一切の債務を、50 万円を限度として負担します。

令和　　年　　月　　日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定（介護予防）短期入所生活介護　美杉の郷

説明者職名　生活相談員　　氏名　　古谷　聡子　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者　　住所

氏名　　印

連帯保証人　　住所

氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．事業所の概要

（1）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階

（2）建物の延べ床面積　5,696.06㎡

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

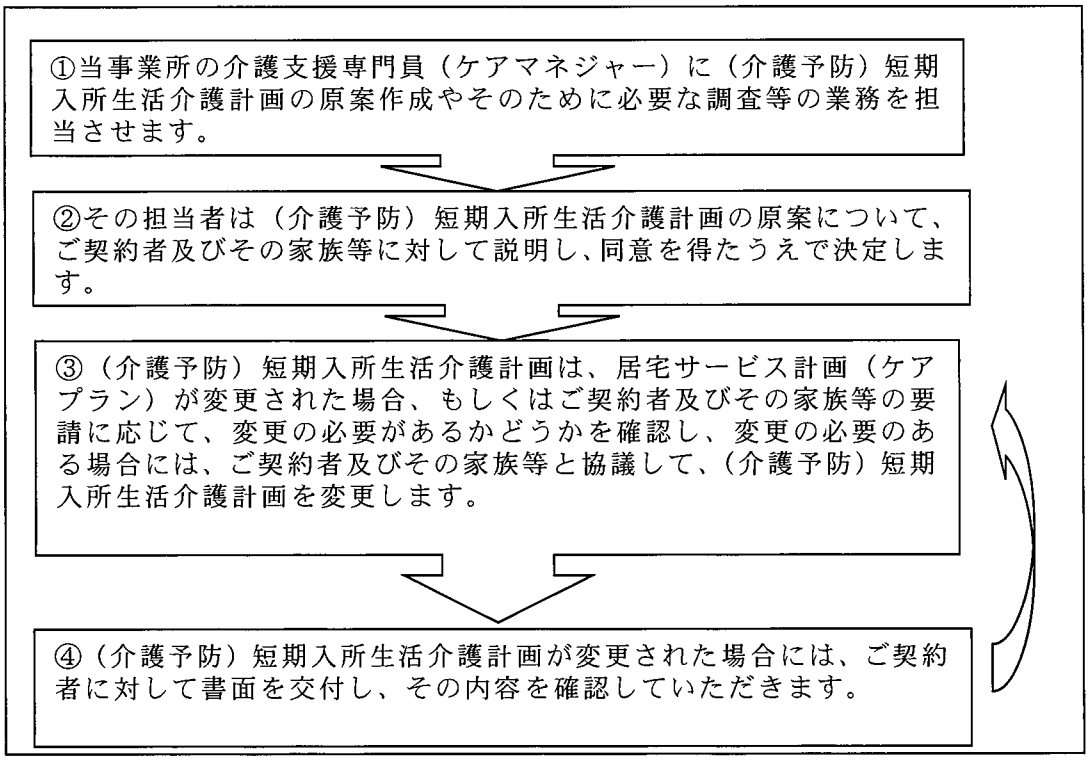
看護職員……主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

医　師……ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。

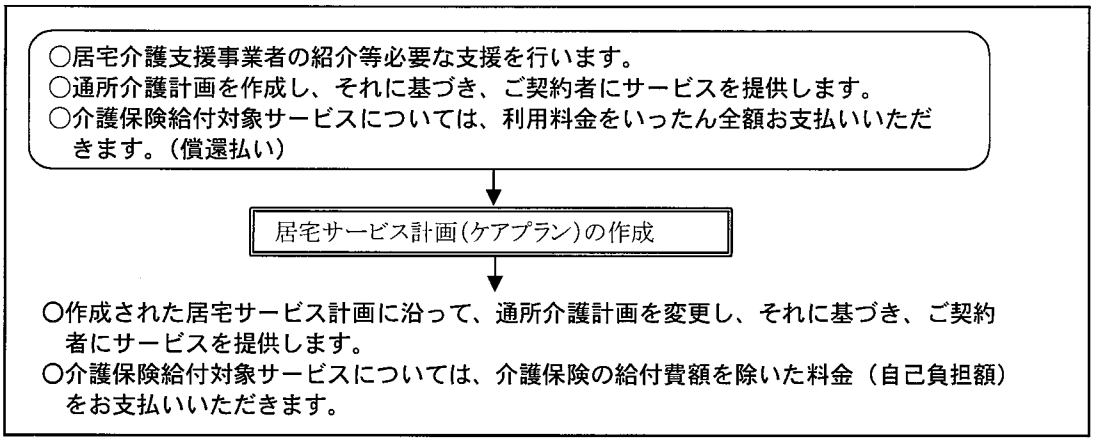
３．契約締結からサービス提供までの流れ

（1）ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「（介護予防）短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

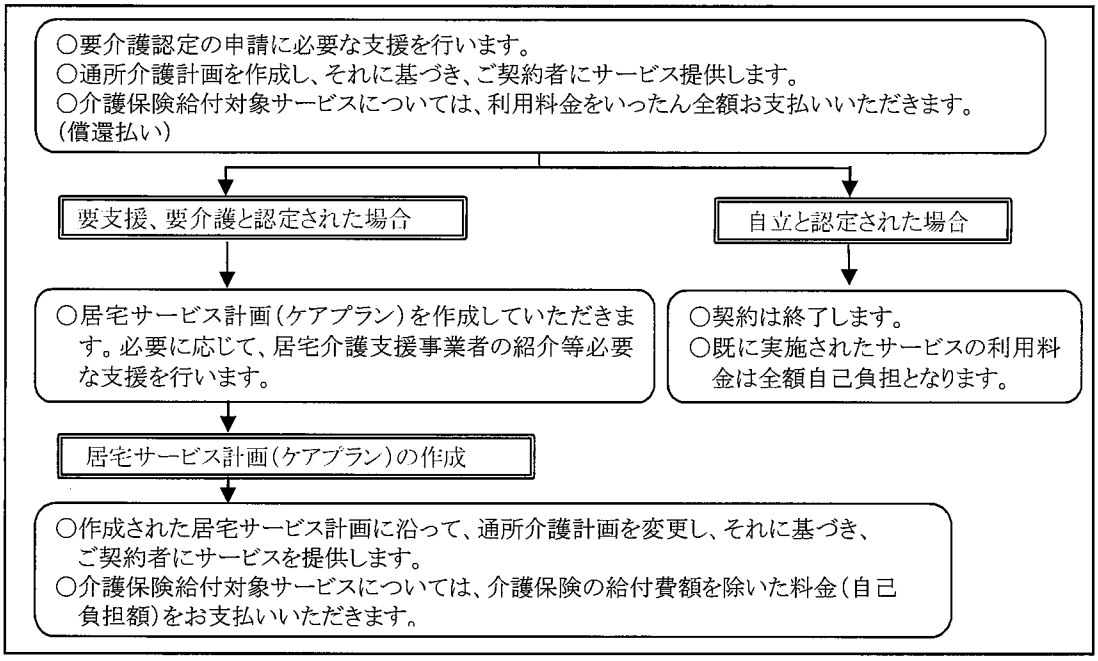


（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



４．サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5．サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ペット等・刃物類など危険な物・ライター等火気厳禁

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	白峰診療所
所在地	石川県白山市白峰ハ１５７−１
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	谷歯科医院
所在地	石川県金沢市彦三町 2-7-2

6．損害賠償について（契約書第 13 条参照）

当施設について、事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、事業者の責に帰すべき事由により、ご契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

①ご契約者が死亡した場合
②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご契約者が入院された場合
③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐

れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。